

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議の項の次に次のように加える。

いこいの村大和高原事業者選定委員会	いこいの村大和高原に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。